



# 宮 崎 県 公 報

平成24年 3 月22日 (木曜日) 第 2372 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則…………… (こども政策課) 1

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 2  
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( “ ) 2  
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 3

頁

○指定居宅サービス事業の廃止…………… (長寿介護課) 3  
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… ( “ ) 4  
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… ( “ ) 4  
○保安林の指定解除の予定の通知…………… (自然環境課) 4  
○林業種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 4  
○都市計画事業の変更の認可 (2 件) …… (都市計画課) 5

### 公 告

○入会林野整備計画の適当の決定 (2 件) …… (山村・木材振興課) 5  
○市町村宮土改良事業の施行の同意…………… (農村整備課) 5

### 公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について…………… 5

## 規 則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第12号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の施行に関する規則 (平成18年宮崎県規則第75号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(認定の申請) 第2条 法第4条第1項の申請書の様式は、法第3条第1項に係るものにおいて認定こども園認定申請書 (別記様式第1号) によるものとし、 <u>法第3条第2項</u> に係るものにおいて認定こども園 (幼保連携施設) 認定申請書 (別記様式第2号) によるものとする。 2 法第4条第1項の法第3条第1項又は第2項の認定の申請に係る施設が同条第1項各号又は第2項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類は、次に掲げる書類とする。 (1)～(8) [略] (子育て支援事業) 第9条 条例第11条の規則で定める事項は、次のとおりとする。  (1)～(4) [略] (廃止、休止又は再開の届出) 第10条 [略]	(認定の申請) 第2条 法第4条第1項の申請書の様式は、法第3条第1項に係るものにおいて認定こども園認定申請書 (別記様式第1号) によるものとし、 <u>法第3条第3項</u> に係るものにおいて認定こども園 (幼保連携施設) 認定申請書 (別記様式第2号) によるものとする。 2 法第4条第1項の法第3条第1項又は第3項の認定の申請に係る施設が同条第1項又は第3項の <u>条例で定める</u> 要件に適合していることを証する書類は、次に掲げる書類とする。 (1)～(8) [略] (子育て支援事業) 第9条 条例第11条の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1) <u>認定こども園の所在する地域における教育及び保育の需要に照らし、当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</u> (2)～(5) [略] (廃止、休止又は再開の届出) 第10条 [略]

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、法第6条第1項に規定する方法により、同項に規定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、法第6条に規定する方法により、同項に規定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の施行に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれ改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の施行に関する規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

告 示

宮崎県告示第 213号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成24年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570106163	デイサービス楽	宮崎県宮崎市田野町乙7551番地1	株式会社ケアフェニックス	宮崎県宮崎市恒久5314番地5	平成24年2月1日	通所介護
4570600983	ジャックとまめの木	宮崎県日向市財光寺字中の原1182-2	特定非営利活動法人あつたかほーむ愛あい	宮崎県日向市財光寺2939番地8	平成24年2月1日	通所介護
4510710314	岡村クリニック 通所リハビリテーション そてつ	宮崎県串間市西方5627番地1	岡村武志	宮崎県串間市西方5627番地1	平成24年2月6日	通所リハビリテーション
4572200311	株式会社サン・ルーム デイサービス雲海	宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井6186番地5	株式会社サン・ルーム	宮崎県延岡市平田町2347番地	平成24年2月8日	通所介護
4570301939	グランドヒル鶴ヶ丘訪問介護事業所	宮崎県延岡市鶴ヶ丘二丁目2002番地2	株式会社メディカル東九	宮崎県延岡市鶴ヶ丘二丁目2002番地2	平成24年2月10日	訪問介護
4571900846	ミュージズの朝 国富訪問ヘルパーステーション	宮崎県東諸県郡国富町本庄6522番地1	社会福祉法人報謝会	宮崎県西諸県郡高平原町蒲牟田7348番地2	平成24年2月20日	訪問介護
4571900853	ミュージズの朝 国富デイサービスセンター	宮崎県東諸県郡国富町本庄6522番地1	社会福祉法人報謝会	宮崎県西諸県郡高平原町蒲牟田7348番地2	平成24年2月20日	通所介護
4570202459	指定訪問介護ステーションきしゃぼっぱ	宮崎県都城市菓子野町 10298番地1	株式会社ビ助っ人	宮崎県都城市菓子野町 10298番地1	平成24年2月23日	訪問介護

宮崎県告示第 214号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成24年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		

	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570202434	居宅介護支援事業所まごころ	宮崎県都城市姫城町10街区1号西棟	株式会社トータル・ケアサービス	宮崎県都城市山之口町富吉2907番地	平成24年2月1日	居宅介護支援
4570301921	居宅介護支援 西階ケアプランサービス	宮崎県延岡市野地町2丁目3925-100	すどう介護サービス合同会社	宮崎県延岡市野地町2丁目3925-100	平成24年2月1日	居宅介護支援
4570500746	居宅介護支援事業所しづの	宮崎県小林市南西方6279番地12	株式会社しづの	宮崎県小林市南西方6279番地12	平成24年2月1日	居宅介護支援

## 宮崎県告示第 215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成24年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570106163	デイサービス楽	宮崎県宮崎市田野町乙7551番地1	株式会社ケアフェニックス	宮崎県宮崎市恒久5314番地5	平成24年2月1日	介護予防通所介護
4510710314	岡村クリニック通所リハビリテーション そてつ	宮崎県串間市西方5627番地1	岡村武志	宮崎県串間市西方5627番地1	平成24年2月6日	介護予防通所リハビリテーション
4572200311	株式会社サン・ルーム デイサービス雲海	宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井6186番地5	株式会社サン・ルーム	宮崎県延岡市平田町2347番地	平成24年2月8日	介護予防通所介護
4570301939	グランドヒル鶴ヶ丘訪問介護事業所	宮崎県延岡市鶴ヶ丘二丁目2002番地2	株式会社メディカル東九	宮崎県延岡市鶴ヶ丘二丁目2002番地2	平成24年2月10日	介護予防訪問介護
4570202459	指定訪問介護ステーションきしゃばっば	宮崎県都城市菓子野町 10298番地1	株式会社ビ助っ人	宮崎県都城市菓子野町 10298番地1	平成24年2月23日	介護予防訪問介護

## 宮崎県告示第 216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570103434	デイサービスTOMO	宮崎県宮崎市阿波岐原町4276番地673	株式会社スポーツヘルス企画	福岡県福岡市博多区奈良屋町13番6-202号	平成24年2月13日	通所介護
4570102121	株式会社日本食生活改善指導会宮崎営業所	宮崎県宮崎市祇園4丁目96-3	株式会社日本食生活改善指導会	広島県広島市西区商工センター5丁目14-26	平成24年2月20日	福祉用具貸与
4570102121	株式会社日本食生活改善指導会宮崎営業所	宮崎県宮崎市祇園4丁目96-3	株式会社日本食生活改善指導会	広島県広島市西区商工センター5丁目14-26	平成24年2月20日	特定福祉用具販売
4570100182	医療法人清涼会竹迫外科内科医院	宮崎県宮崎市本郷北方2107-1	医療法人清涼会	宮崎県宮崎市本郷北方2107-1	平成24年2月29日	通所リハビリテーション

4570400749	心の芽 サポート	宮崎県日南市殿所 81番地 4	特定非営利活動法 人心の芽	宮崎県日南市殿所 81番地 1	平成24年 2 月29日	福祉用具貸与
4570400749	心の芽 サポート	宮崎県日南市殿所 81番地 4	特定非営利活動法 人心の芽	宮崎県日南市殿所 81番地 1	平成24年 2 月29日	特定福祉用具販 売

宮崎県告示第 217号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第82条の規定により、指定  
居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570400327	ゆうゆうプラン	宮崎県日南市大堂 津 3 丁目 3 番地 7	有限会社ゆう&あ い	宮崎県日南市大堂 津 3 丁目 3 番地 7	平成24年 2 月29日	居宅介護支援

宮崎県告示第 218号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の 5 の規定により  
、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があっ  
た。

平成24年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570102121	株式会社日本食生 活改善指導会宮崎 営業所	宮崎県宮崎市祇園 4 丁目96- 3	株式会社日本食生 活改善指導会	広島県広島市西区 商工センター 5 丁 目14- 26	平成24年 2 月20日	介護予防福祉用 具貸与
4570102121	株式会社日本食生 活改善指導会宮崎 営業所	宮崎県宮崎市祇園 4 丁目96- 3	株式会社日本食生 活改善指導会	広島県広島市西区 商工センター 5 丁 目14- 26	平成24年 2 月20日	特定介護予防福 祉用具販売
4570100182	医療法人清涼会竹 迫外科内科医院	宮崎県宮崎市本郷 北方2107- 1	医療法人清涼会	宮崎県宮崎市本郷 北方2107- 1	平成24年 2 月29日	介護予防通所リ ハビリテーショ ン
4570400749	心の芽 サポート	宮崎県日南市殿所 81番地 4	特定非営利活動法 人心の芽	宮崎県日南市殿所 81番地 1	平成24年 2 月29日	介護予防福祉用 具貸与
4570400749	心の芽 サポート	宮崎県日南市殿所 81番地 4	特定非営利活動法 人心の芽	宮崎県日南市殿所 81番地 1	平成24年 2 月29日	特定介護予防福 祉用具販売

宮崎県告示 219号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産  
大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知  
があった。

平成24年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 都城市安久町4262- 2（次の図に  
示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林  
部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市に備え置いて縦覧

に供する。）

宮崎県告示第 220号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 3 項の規定により、  
次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成24年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1285	黒木正敏 東臼杵郡諸塚村大	採取 ・精	幼苗の育 成・幼苗	黒木正敏 東臼杵郡諸塚村大

字家代1911番地	選	以外の苗木の育成	字家代1911番地
-----------	---	----------	-----------

## 宮崎県告示第 221号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成17年宮崎県告示第 172号による宮崎広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宮崎広域都市計画公園事業 6・5・2号 清武町総合運動公園
- 3 事業施行期間  
平成17年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

## 宮崎県告示第 222号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成20年宮崎県告示第 306号による田野都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
田野都市計画下水道事業 宮崎市田野公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成 6 年 9 月22日から平成28年 3 月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

## 公 告

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第 6 条第 1 項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を適当と決定した。

なお、同法第 6 条第 4 項の規定により、当該入会林野整備計画書の写しを宮崎県環境森林部山村・木材振興課及び日之影町役場において、平成24年 4 月23日までの間公衆の縦覧に供する。

平成24年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名 称  
大楠第 1 地区入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地

- 日之影町大字岩井川3817番地
- 3 代表者の住所及び氏名  
日之影町大字岩井川3817番地  
河野 壽

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第 6 条第 1 項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を適当と決定した。

なお、同法第 6 条第 4 項の規定により、当該入会林野整備計画書の写しを宮崎県環境森林部山村・木材振興課及び日之影町役場において、平成24年 4 月23日までの間公衆の縦覧に供する。

平成24年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名 称  
大楠第 2 地区入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地  
日之影町大字岩井川3480番地
- 3 代表者の住所及び氏名  
日之影町大字岩井川3480番地  
佐藤 愛明

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、高千穂町が行う土地改良事業（枳地区、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の施行に同意した。

平成24年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 公安委員会公告

## 宮崎県公安委員会公告第 5 号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成24年 3 月22日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

- 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	2 級	平成24年 6 月27日(水)午前 9 時30分から午後 5 時ころまで

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時30分までの間に済ませること。

- 2 実施場所  
宮崎市清武町今泉丙2559番地 1  
宮崎県建設技術センター
- 3 定員  
15人（受付先着順とする。）
- 4 受検資格  
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員
- 5 検定申請手続

- (1) 受付期間  
平成24年 5 月14日(月)から 5 月25日(金)まで (土、日曜を除く。  
 ) の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 検定申請書等提出先  
受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署 (郵送による提出は認めない。)
- (3) 提出書類
  - ア 検定申請書 1 通
  - イ 住所を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)
  - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
  - エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
  - オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料  
検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。  
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法等  
学科試験及び実技試験により行う。  
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。  
また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
  - (1) 学科試験の内容
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 雑踏の整理に関すること。
    - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験の内容
    - ア 雑踏の整理に関すること。
    - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
  - (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
  - (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
  - (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
  - (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。